

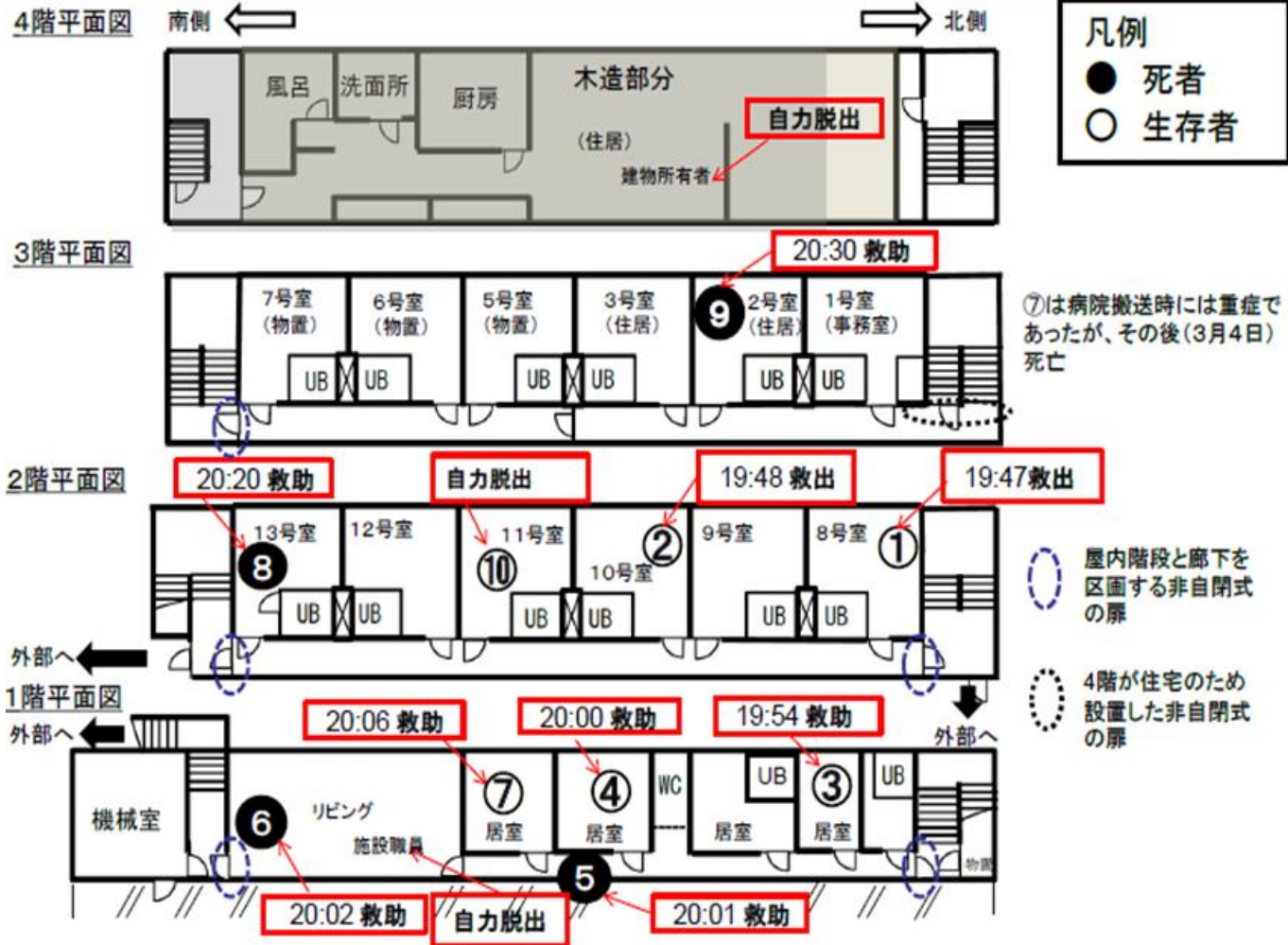
社会福祉施設等における 火災対策について

消防庁予防課

2014年7月

長崎市認知症高齢者グループホーム火災 (H25.2.8発生、死者5名)の概要

火災の概要



火災対策に係る主な論点

長崎市の火災における課題

- (1) 自動火災報知設備の鳴動後の火災通報装置の操作がされておらず、施設からの通報ができていなかった。
- (2) 従業員に対する消防訓練が十分実施されていなかった。
- (3) 出火階以外での被害拡大要因の一つとして、防火区画が建築基準法令に不適合があったことが関連した可能性がある。また、こうした状況について関係行政機関間での情報共有が不十分であった。



ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）の対策と、
ハード面（建築構造や感知・通報・消火設備など）の対策を
総合的に実施することが必要





ソフト面での対策

- (1) 全ての従業員が火災時に適切に対応できる従業員教育の推進
 - ・ 従業員への教育の時期等をあらかじめ計画として明文化させることについて、福祉部局、消防部局が連携して指導する。
- (2) 効果的な訓練の実施
 - ・ 漫然と訓練を行うだけでは効果は期待できないため、建物構造や入居者の特性、避難経路等の実情を考慮し、施設ごとの工夫が必要。
 - ・ 避難訓練マニュアルや他の施設での先進事例などを参考に、消防本部等が個別施設の訓練計画に対して具体的なアドバイスを行うことや、保健福祉部局を通じた各施設へのマニュアルや先進事例などの周知を図ることが重要。

ハード面での対策

- (1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化に向けた検討
- (2) 防火関係法令に不適合の施設への関係行政機関の改善指導の徹底
- (3) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

その他必要な対策

- (1) 関係行政機関の情報共有、連携体制の構築
- (2) 利用者への情報提供

政令改正事項

- スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。[※1]）のうち、延べ面積が275㎡未満のものを追加（令第12条第1項）
 - ①令別表第1(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物〔高齢者福祉施設及び乳児院関係〕
 - ②令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。[※2]）〔障害児・障害者福祉施設関係〕

平成27年4月1日施行。ただし、既存の防火対象物については、平成30年4月1日以降に適用。

※1、※2については次ページ以降に解説。

スプリンクラー設備に係る省令改正 (H26.3.26公布)

スプリンクラー設備が不要となる「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造」

規則第12条の2 延べ面積1000㎡未満のもので次のいずれかに該当する場合、スプリンクラー設備不要

第1項第1号

準耐火構造の区画を有すること
(区画面積は100㎡未満+区画内に4以上の居室を含まないこと)
+内装難燃(廊下等は準不燃)仕上げ

準耐火構造の区画を有すること
(区画面積は100㎡未満+区画内に4以上の居室を含まないこと)
+「避難容易性等」

275㎡未満限定

第2項

入居者等が利用する居室が避難階のみ

100㎡未満限定

+内装難燃
(廊下等は準不燃)仕上げ

or

+避難に要する時間(※)が、火災時に確保すべき避難時間を超えないこと
+開口部を屋外から容易に開放できること等

※平成26年消防庁告示第4号(次ページ以降に解説)

第3項

特定住戸部分(共同住宅の住戸を(6)項口の用途に供するもの)について 275㎡未満限定
準耐火構造の区画を有すること(各住戸の面積は100㎡以下)
+内装難燃(廊下等は準不燃)仕上げ
+各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、煙を有効に排出できる廊下に面すること等

平成27年4月1日施行

避難に要する時間の算定方法

規則第12条の2第2項第2号に基づく避難に要する時間の算定方法

平成26年消防庁告示第4号(平成26年3月28日公布)第2

A 避難開始までの時間
($\sqrt{\text{延べ面積}}$) \div 30

+

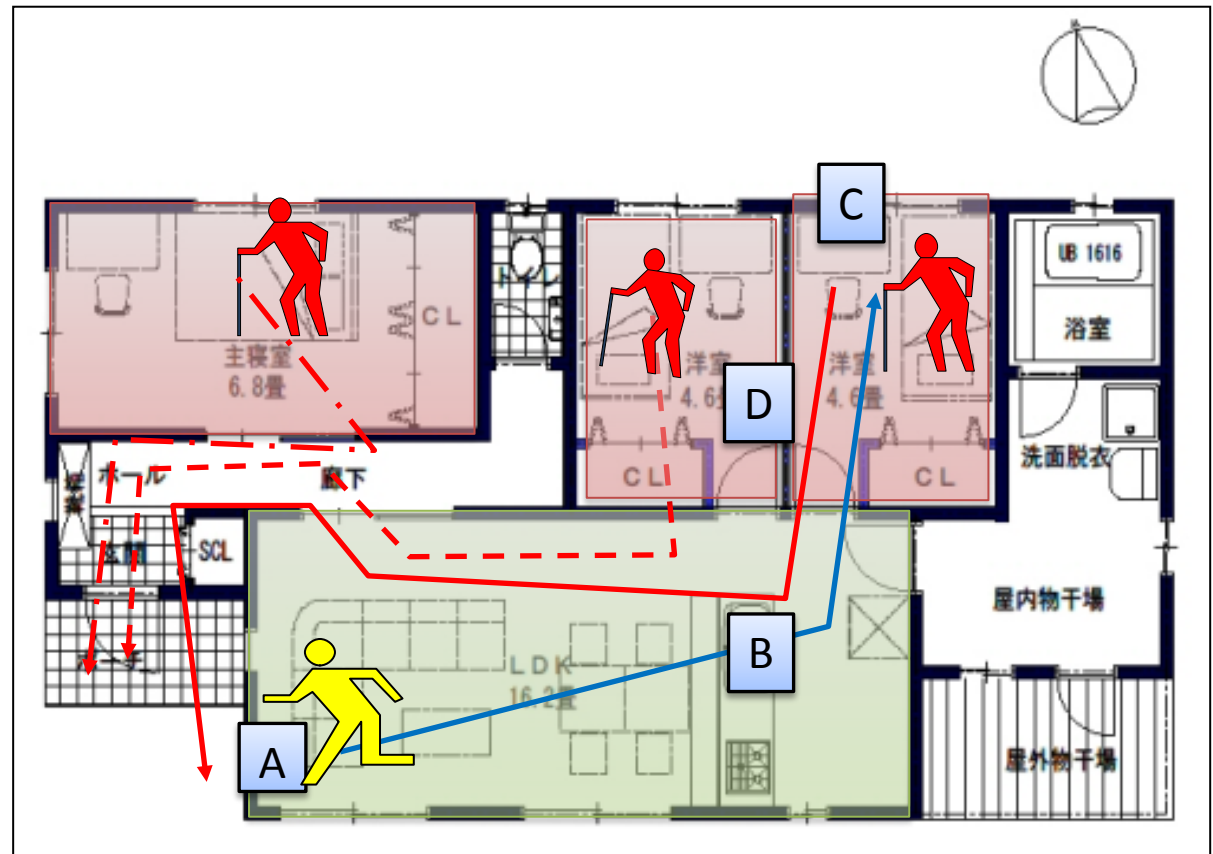
B 各居室への移動時間
介助者移動時:120m/分
(階段上り54m/分)
(階段下り72m/分)

+

C 乗り換え等準備時間
介助用具等が必要な
入居者数 \times 0.5分

+

D 介助して避難する時間
介助移動時:30m/分



火災発生時に確保すべき避難時間の基準

規則第12条の2第2項第2号に基づく火災発生時に確保すべき避難時間の基準

平成26年消防庁告示第4号 第3

火災時に確保すべき避難時間(T)

基本 3分

壁・天井が難燃仕上げ +1分

天井が高いもの +1分

A 避難開始までの時間

+

B 各居室への移動時間

+

C 乗り換え等準備時間

+

D 介助して避難する時間

\leq 火災時に確保すべき避難時間(T)・・・OK

$>$ 火災時に確保すべき避難時間(T)・・・NG

「介助がなければ避難できない者」とは

令第12条第1項第1号ロに規定する 介助がなければ避難できない者(規則12条の3)

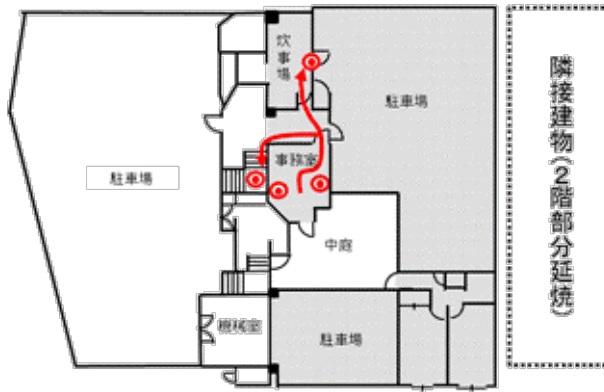
乳児、幼児並びに令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者(同項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。)のうち、障害支援区分の認定調査項目において、次のいずれかに該当する者

移乗	右記に非該当の者 (支援が不要 見守り等の支援が必要)
移動	右記に非該当の者 (支援が不要 見守り等の支援が必要)
危険の認識	右記に非該当の者 (支援が不要 部分的な支援が必要)
説明の理解	右記に非該当の者 (理解できる)
多動・行動停止	右記に非該当の者 (支援が不要)
不安定な行動	右記に非該当の者 (支援が不要)

福山市ホテル火災（H24.5.13発生、死者7名）の概要

火災の概要

【1階平面図】

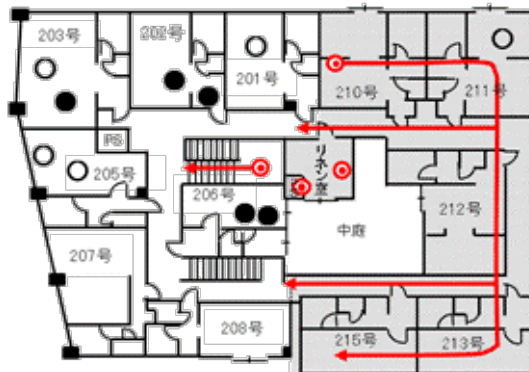


別図

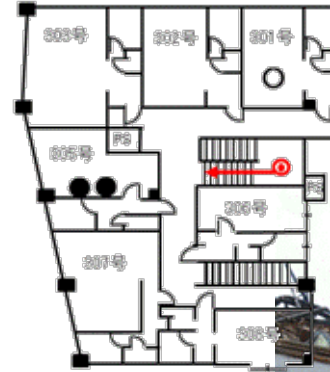
（凡例）

- 死者
- 生存者
- ※ 図は宿泊者のみを示しており、火災発生時の従業員(1名)の位置は調査中。
- 延焼経路
- ◎ 垂直方向の延焼
- 鉄筋コンクリート造
- その他の構造

【2階平面図】



【3階平面図】



小規模の宿泊を伴う施設の自動火災報知設備のあり方について

	ホテル・旅館		住宅	全建物火災
		延べ面積300 m ² 未満のもの		
火災発生総件数	1,518	291	162,437	281,401
死者総数	26	15	10,717	12,088
火災100件あたりの死者数(人/件)	1.7	5.2	6.6	4.3

過去10年間(H13～22年中)のホテル・旅館等と住宅との火災被害の比較



過去10年間の火災について、住宅火災(100件当たりの死者数は6.6人)と比較すると、ホテル・旅館等における火災は100件当たりの死者1.7人となっているが、延べ面積300m²未満のホテル・旅館等の過去10年間における火災100件当たりの死者数は5.2人と住宅火災に近似した被害となっている

小規模の宿泊を伴う施設の自動火災報知設備のあり方について

一般住宅について規模を問わずに住宅用火災警報器の設置が義務付けられることとなったことに対して、ホテル・旅館等の事業所のうち300㎡未満の小規模なものについては、自動火災報知設備の設置義務は課せられないままとなっていた。



また就寝時間帯(22時から翌朝6時までの時間帯)の死者数は日中に比べて多いことがわかっており、就寝時間帯における火災の被害拡大危険性は高く、自動火災報知設備が火災被害の軽減に有効であることを考慮すれば、小規模な宿泊施設であっても、早期に火災発生を感知し、建物内の人に報知する警報設備を設置することは火災被害を軽減する点で有効と考えられる。



小規模(300㎡未満)のホテル・旅館、有床診療所・病院、福祉施設(通所以外)について、自動火災報知設備(小規模施設用で可)の設置を義務づけへ

警報設備に係る政省令改正

政令改正事項(H25.12.27公布)

- 自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるものうち、延べ面積が300㎡未満のものを追加(令第21条第1項)
 - － ①令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物[ホテル・旅館等関係]
 - － ②令別表第1(6)項イ、ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)[病院・有床診療所、入所型福祉施設関係]

平成27年4月1日施行。ただし、既存の防火対象物については、平成30年4月1日以降に適用。

【備考】

- 用語の定義において、特定小規模施設に上記施設を追加し、自動火災報知設備に代えて特定小規模自動火災報知設備が設置可能となった。(特定小規模施設おける必要とされる防火安全性能を有する消防の用にする設備等に関する省令第2条関係)
- 法17条の3の2は適用(消防用設備等の検査)
- 法17条の5(消防設備士による工事)、17条の14(工事着手の届出)への適用は次のとおり
 - ・ 特定小規模福祉施設用自動火災報知設備として無線式の場合は不適用
 - ・ 上記以外は適用

火災通報装置と自動火災報知設備の感知器との連動

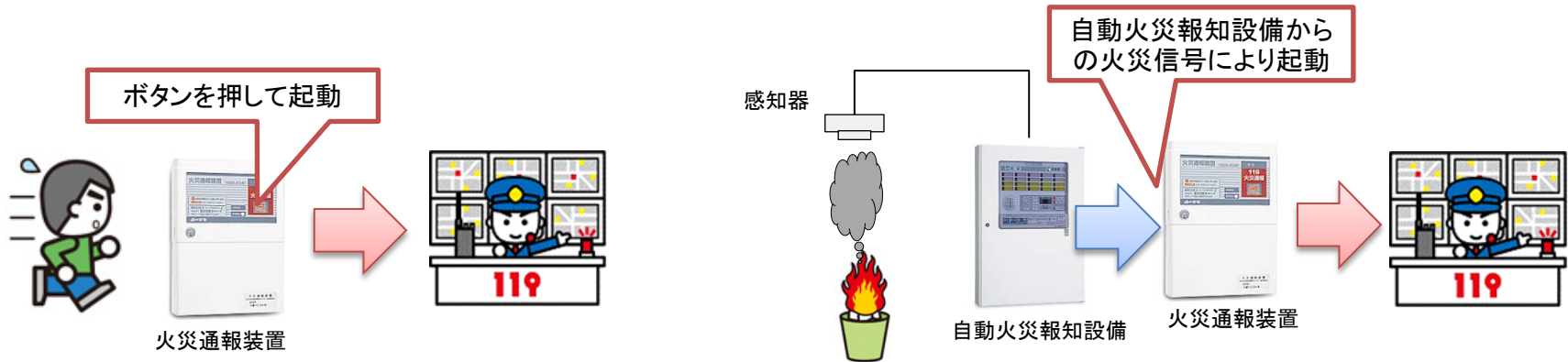


図-1 火災通報装置(手動式)の作動フロー

図-2 火災通報装置(連動式)の作動フロー

省令改正事項(H25.12.27公布)

- 6項口に掲げる防火対象物に設ける火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとした(規則25条)
 - ※ 火災通報装置が常時人がいる防災センターに設置される場合は、連動をしなくても円滑な通報が可能であるため、連動義務対象から除外。

平成27年4月1日施行。ただし、既存の防火対象物については、平成30年4月1日以降に適用。